

基本目標3 日常のつながりを協働に育て、福祉につなげる あたたかなまち【協】

3-1 地域福祉活動

現状と課題、基本的な考え方

＜地域福祉機能の充実＞

【現状と課題】

全国的には、人口減少局面を迎える中、高齢世帯や単身世帯の増加が見込まれ、複数の地域生活課題を抱える者が増加し、福祉ニーズは一層多様化・複雑化してきている状況です。

本町では、見守りや支え合い機能充実のため「SOSネットワーク事業」、「配食サービス」、「地域見守り活動連携協定」、「ボランティアポイントの創設」など体制整備に取り組んできました。

今後ますます加速する少子高齢化に対しては、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援を継続する必要があります。そのためには、更なる公的福祉サービスの充実と共に福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりが重要です。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助）、制度化された相互扶助の利用（共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

生活保護制度については、被保護世帯が平成25年度をピークに微減となり、令和7年12月末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は15.7人となっております。生活困窮者に対して就労支援などを行っている支援機関と連携し、適切な指導・援助と自立に向けた支援を進める必要があります。

【基本的な考え方】

- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を継続するため、町民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、学校、企業などと連携・協力しながら、より一層地域の方の生活課題に対応する仕組みの構築を進めていきます。

- 自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域住民の支え合いによる見守り体制の推進に加え、AIなどの先進技術を活用した見守り体制の構築に向けて、最新技術の情報収集と検討を進めていきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)地域福祉活動の推進	①地域福祉を推進する体制づくり【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	関係機関や住民と協働し、地域の実情やニーズを踏まえた地域福祉計画を策定するとともに、住民が主体的に関わるボランティア活動や地域づくりへの参加により地域のつながりの強化を図ります。
	②社会福祉協議会の活動充実と支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	経営基盤を強化し安定した法人運営継続を図るため、必要な支援を行うとともに、専門性のある人材確保また質の向上に向け協働し、福祉の充実を図ります。
	③ボランティアセンターの充実と支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	活動事例の紹介や成功体験について、関係機関を通じ広く町民に共有するなどにより、ボランティア活動の魅力を発信し新たな参加を促進するほか、ボランティアコーディネーターの活動や必要な連携と住民への情報提供を図ります。
	④地域における見守り体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域住民の支え合いによる見守り体制の推進に加え、AIなどの先進技術を活用した見守り体制の構築に向けて、最新技術の情報収集と検討を進めていきます。
(2)利用者の視点に立った福祉サービスの提供	①成年後見実施機関の運営と市民後見人の養成【保健福祉課・高齢介護 G】	社会福祉協議会と連携して成年後見実施機関を運営し、総合相談、市民後見人の養成及びフォローアップ、町民講座の継続的な実施などにより普及啓発を行います。

	②日常生活自立支援事業の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	必要な方が事業を活用できるように、福祉サービスの利用援助等を社会福祉協議会と連携して推進するとともに、地域包括支援センター等により、事業周知を行います。
(3)低所得者への自立の支援	①相談支援体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	社会福祉協議会が行う生活困窮者相談支援事業を支援するとともに NPO、関係団体、行政等が連携を密にし、相談支援に関する情報共有を強化するとともに、相談支援の内容や利用方法を HP、パンフレット、SNS 等を活用し周知を図ります。
	②生活困窮者に対する生活保障と自立の助長【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	生活保護制度、緊急小口資金や生活福祉資金貸付等の福祉制度を継続しつつ、就労相談や職業訓練などにより就労機会や能力開発を推進します。 また、関係機関の連携を強化し根本的な原因の共有を図ります。
(4)地域包括支援センターの機能充実	①機能の充実と適正運営【保健福祉課・高齢介護 G】	業務量に応じた適切な人員配置、行政との連携強化、運営協議会の設置によりセンターの円滑な運営や評価を行います。

3-2 高齢者福祉

現状と課題、基本的な考え方

<高齢者福祉の充実>

【現状と課題】

全国的に総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、令和7年には団塊世代が75歳以上となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には介護ニーズが高い85歳以上人口がピークを迎えると予想されています。

本町においては、高齢者人口のピークは既に過ぎ、減少傾向に推移しています。しかしながら、人口減少によって高齢化率は年々上昇を続け、65歳以上の高齢者人口及び高齢化率が令和7年12月末で6,471人で38.5%と、最も高齢者人口の多かった令和2年2月末の6,842人で35.6%と比較して、371人減少していますが高齢化率は2.9%も上昇しています。

今後、さらなる高齢化の進行に伴い、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、地域における見守りや支え合いの重要性は一層高まっていくものと考えられますが、こうした地域活動の担い手自身も高齢化となり、見守り体制の維持が困難になることが懸念されます。また、後期高齢者などの増加により、介護給付費や医療費の増加が見込まれる一方で、深刻化する人材不足により、医療・介護サービスの供給体制が需要の増加に追いつかず、必要なサービスを十分に提供できなくなる可能性も課題であると考えています。

【基本的な考え方】

- 高齢者自身が地域における見守りや支え合いの担い手として活躍できる仕組みづくりを進めながら、ボランティア活動や社会参加の促進により、支える側としての役割を担っていただけるような環境づくりを目指します。
- 健康寿命の延伸と介護予防の推進は重要施策の一つであり、重症化予防や自立支援の推進など、将来的な給付費等の抑制につながる取り組みを進めながら、フレイル予防事業の充実と推進を目指します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策の区分		施策の内容
(1)高齢社会への対応	①高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を深化させ、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。
	②高齢者虐待防止及び早期発見のための体制の整備【保健福祉課・高齢介護 G】	広報活動及び各関係機関・町民向け研修会を継続的に実施し、周知を図ります。また、高齢者虐待が発見された場合は、地域包括支援センターと連携し、早期解決に向け対応します。
	③緊急通報装置の整備による高齢者等の安心の確保【保健福祉課・高齢介護 G】	身体的又は精神的な理由により、緊急時の迅速な対応が困難と認められる高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置します。また、固定回線が不要なモバイル機器の導入など設置時の負担軽減やニーズを踏まえた環境整備を検討します。
	④地域における見守り体制の充実【保健福祉課・高齢介護 G】	地域自治会や民生委員、ボランティアなどによる高齢者見守り体制の推進に加え、AI などの先進技術を活用した見守り体制の構築に向けた最新技術の情報収集と検討を進めます。また、世代を問わずボランティア活動や高齢者の社会参加を促進し、地域力の再構築について検討します。
	⑤認知症高齢者対策の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談支援体制の強化を推進するとともに、認知症初期集中支援チームを活用した適切な診断に基づく早期介入を実施します。また、デジタルツールを活用した「脳の健康チェック」を通じて、脳の健康意識を高め、認知症予防を促進します。

(2)自立生活の支援	①健康づくり・疾病予防の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	フレイル予防教室や出前講座の周知を強化し、参加者や出前講座を希望する自治会・シニアクラブの増加を図ります。また、健康診査の受診勧奨にも努めるとともに、しゃきっとプラザでの運動教室のメニューを充実し、体力向上と自立生活・社会参加を支援します。
	②認知症に対する支援体制の整備【保健福祉課・高齢介護 G】	認知症カフェの開催について、認知症高齢者本人の居場所づくりと介護者等の負担軽減を目的に、開催回数や場所の検討を行います。また、幅広い世代による支援体制の構築を目指し、若年層を対象としたサポーター養成講座についても検討します。
	③生活支援サービスの基盤整備の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	多種多様な生活支援の取組をコーディネートする機能の充実や、活動意欲の高い高齢者がボランティアや趣味を活かして活躍出来る場の検討など、生活支援サービスの基盤整備を推進します。
	④生活環境の整備【保健福祉課・高齢介護 G】	間口除雪などの実施により、冬期間の生活環境の整備を行います。（一斉除雪後の置き雪対策による通路確保）
	⑤災害時における避難支援【保健福祉課・高齢介護 G】	避難行動要支援者名簿作成により、災害発生時に自力では避難できない要支援者のための地域の自主的な取組を促進します。
(3)権利擁護事業の促進	①成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	社会福祉協議会と連携し相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより高齢者の権利擁護を図ります。
(4)高齢者福祉施設の整備	①高齢者のニーズに合った多様な住まいや施設の確保【保健福祉課・高齢介護 G】	高齢者のニーズや将来推計を十分に勘案のうえ、民間活力を活かした高齢者施設等の整備について、事業者との協議を行います。

(5)高齢者の社会参加、生きがい活動の促進	①高齢者の就労に対する支援【保健福祉課・高齢介護 G】	美幌町シルバー人材センターの活動支援及び活動等について広く PR し意欲ある高齢者の就業の参加を促します。
	②生涯学習、文化・スポーツ活動機会の充実【社会福祉課・社会教育 G】【スポーツ振興課・スポーツ振興 G】	シニア世代を対象とした取組としては、健康寿命の延伸を目的とした体力づくり講座やデジタルデバイドの解消を目的としたスマートフォン活用講座を実施します。特に、スマートフォン活用講座においては、町内の取組と連携し、今後展開される予定である地域アプリの活用等、ニーズや時々のデジタル関連事業に合わせた内容を取り上げ、情報を町民が等しく取得し、活用できるよう取り組みを進めていきます。
	③社会活動参加の促進【保健福祉課・高齢介護 G】	町内の各シニアクラブの活動に対し、継続的に補助を行い、活動を支援します。また、高齢者のボランティア活動や健康づくり活動のために多目的バスの貸出しを行います。
	④高齢者の学習と活動機会の充実【社会教育課・社会教育 G】	高齢者の特性やニーズに応じた学習活動機会を提供し、人生 100 年時代を健康で生きがいと活力ある生活につながるよう各課の専門性を生かし計画的・継続的な活動の場を提供するとともに、若い世代や地域を支える役割として高齢者の活動・活躍の場を支援していきます。
(6)介護保険事業の安定化	①介護保険事業の安定と健全化【保健福祉課・高齢介護 G】	介護保険制度の内容や仕組みについて、各種広報媒体を活用して啓発活動に努めます。安定した制度運営を行うため介護給付費等の適正化に対する取組に努めます。
	②介護人材の確保対策の推進【保健福祉課・高齢介護 G】	介護人材の確保及び資質の向上と定着に向けて介護サービス事業者、国や道と連携のうえ取組を推進します。外国人を含むすべての介護職員が働きやすい環境を整備します。

3-3 障がい者福祉

現状と課題、基本的な考え方

<障がい者福祉の充実>

【現状と課題】

本町では、「第7期美幌町障がい福祉計画及び第3期美幌町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の積極的な社会参加や住み慣れた地域の中での自立を促進するとともに、町民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業等と連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めてきました。

障がいのある人が地域で自立した生活をおくるためには、地域が障がいのある人に対する正しい理解を深めることや就労の場の確保、生活環境の整備、不当な差別的取り扱いの禁止とともに合理的配慮の提供など、障がいのある人や家族及び介護者等への支援体制の確立が課題となっておりますが、令和3年には、広域（北見市、津別町、置戸町、訓子府町、美幌町）の圏域で地域生活支援拠点等を設置し、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することに努めています。

町内には子ども発達支援センターがあり、発達に支援を必要とする未就学児童一人ひとりの特性や成長段階に応じた発達支援を行うとともに、家族への相談・助言など必要な支援を行っています。

障がい者は、年齢や障がいの程度、生活状況などが様々ですが、住み慣れた地域で安心して、活き活きと自立した生活をおくるために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

【基本的な考え方】

- 障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針として「誰もが安心して、暮らせる人にやさしいまち」の実現に向け、着実に事業を推進していきます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)障がい者福祉の推進体制の充実	①障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の推進【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	計画期間満了ごとに国から示される基本方針の見直し事項を策定計画に的確に反映させるとともに、当事者のニーズ、また美幌町自立支援協議会や基幹相談支援センター等の関係機関の意見を反映させた計画を策定し、障がい福祉の増進を図ります。
	②障がい者に関する相談、指導の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	SW、PSW、CW等の専門スタッフの充足を図るとともに、各関係機関とのネットワーク強化による情報共有により利用者主体の支援推進を目指します。また、各種支援ツールやアプリ等の活用による支援を充実させます。
(2)障がい者の自立生活の支援	①福祉サービスの提供体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	担い手不足が慢性化している介護人材に関して人材確保及び質の向上を積極的に行うとともに、ICT・テクノロジーの活用により事業所におけるサービス提供の効率化を目指します。
	②障がい者の家族・支援団体等のニーズ把握【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	フォーカスグループや意見交換会の開催により自由な意見交換の場を設け、直接意見を聞くことで具体的な課題や要望の把握に努めます。また集約したニーズに関してデータベース化し分析や対策に活用していきます。
(3)障がい者福祉施設の整備	①障がい者の生活・訓練施設等の整備促進【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	国、道の補助金を活用しつつ、民間活力による施設整備の支援を行うとともに、当事者のニーズを的確に把握し、施設の多様化、充実を目指します。
	②子ども発達支援センターの充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	保健・医療・福祉・教育機関との連携を図りながら、早期相談や継続的な支援につながる体制の充実を図ります。

(4)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	① 就労機会の確保【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	障がい者雇用に理解のある地元企業の発掘やマッチングイベントを検討するとともに、就労支援サービス（就労移行支援、就労継続支援）の拡充、職場環境の改善と合理的配慮の推進を図るとともに、障がい者の職業訓練や技能習得及び I C T を活用した環境の整備を目指します。
(5)権利擁護事業の促進	① 障がい者差別の解消と虐待防止【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	障がい者への理解促進を図る取組みや差別意識改善の啓発活動を充実し、差別解消を図ります。虐待に関しては早期発見と関係機関連携による迅速な対応が必要となることから、日頃より連携を強化します。
	② 成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	広報紙、HP、SNS を利用した情報発信を積極的に行うとともに成年後見人制度に関する研修や講習により一般市民の理解を深めます。市民後見に関しては、市民後見人の養成及び支援のほか、協力団体との連携、協働により市民後見の理解の促進を図ります。

3-4 子育て支援

現状と課題、基本的な考え方

<子育て支援及び保育園>

【現状と課題】

「美幌町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する総合的な取組を進めています。子育て支援に関する情報提供及び支援の充実が重要ですが、家庭環境や養育状況の多様化に伴い、子育てに関する相談内容は複雑化・深刻化しています。特に児童虐待については、養育不安、経済的困難、保護者の孤立など様々な要因が重なり合うケースが増えており、早期発見・早期対応のみならず、予防的支援の充実が重要となっています。

【基本的な考え方】

- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づく総合的な取組を引き続き推進するとともに、母子保健と児童福祉の機能を一体的に担い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う体制として、子ども家庭センターの設置および機能強化を図ります。
- 地域における相互援助活動を推進し、多様化する保育ニーズや緊急時の支援に対応するため、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方をつなぐファミリー・サポート・センターの整備を進め、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを推進します。
- 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう安定した保育サービスを維持するため、認定こども園の存続を前提として、町立保育園の再編や保護者の負担軽減を図ります。
- 放課後児童対策については、義務教育学校の開校を見据え、今後のあり方について検討を進めます。

<母子保健>

【現状と課題】

妊産婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育を実施し、異常の早期発見、早期治療を図るとともに育児に関する指導、相談を行い、子どもたちの健やかな育ちを支援することが必要です。また、近年、家庭環境や養育状況の多様化に伴い、子育てに関する相談内容は複雑化・深刻化しています。特に児童虐待については、養育不安、経済的困難、保護者の孤立など様々な要因が重なり合うケースが増えており、早期発見・早期対応のみならず、予防的支援の充実が重要となっています。

【基本的な考え方】

- 妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実を図り、児童福祉と連携した子ども家

庭センターを中心に、全ての子どもの健やかな成長を育む切れ目のない支援を推進します。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)次世代育成支援	①子ども・子育て支援事業の推進【社会福祉課・児童支援 G】	第3期美幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子ども・子育て事業の推進を図ります。
	②子育て世代への支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	国、道の責務において現状の医療費無償化を継続実施するよう要望し、子どもの健康維持及び増進、子育て世代の経済的負担を軽減を図ります。
(2)子育てに関する相談・支援の充実	①育児に関する相談体制の充実【社会福祉課・児童支援 G】	既存の子育て支援センターやこども家庭センターの設置により、育児に関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れるように、子どもの成長段階に応じた情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
	②子育てサポートボランティアの人材養成【社会福祉課・児童支援 G】	「子育てのサポートをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」でネットワークをつくり、会員による育児の総合援助活動を行うファミリーサポートセンターを設置し、安全で安心な子育て支援を提供できる人材（会員）の育成を図るとともに、地域で安心して子育てができる体制の整備を図ります。
	③児童虐待の早期発見と速やかな保護をはかる	母子保健と児童福祉の一体的相談機関である「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を通じ、虐待の未然防止・早期発

	相談体制の充実 【社会福祉課・児童支援 G】	見、児童相談所をはじめとする関係機関とのネットワーク強化による迅速な相談・保護体制の充実を図ります。
	④虐待防止支援体制の充実【社会福祉課・児童支援 G】	「こども家庭センター」を設置し、専門的な人材の配置・育成を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を通じ虐待の早期発見から事後対応など、継続的に担う体制の構築を図ります。
(3)こども家庭センター・ファミリーサポートセンターの設置	①こども家庭センターの設置【社会福祉課・児童支援 G】	妊娠期から子育て期までの切れ目ない伴走型支援の推進を図るため「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築を図ります。
	②ファミリーサポートセンターの設置【社会福祉課・児童支援 G】	子育て家庭の支援や育児の負担軽減を図るため「ファミリーサポートセンター」を設置し、地域で相互に助け合う体制の構築を図ります。
(4)ひとり親福祉の充実	①ひとり親家庭への相談体制の充実【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	ひとり親家庭への相談体制を一層充実させ、ひとり親家庭が抱える多様な問題に対して相談しやすく、適切な支援を受けることができるよう相談窓口の情報発信を図ります。
	②ひとり親家庭への就労支援【社会福祉課・民生障がい福祉 G】	地域ネットワークを強化し、複合的な支援体制の構築を図ることにより、効果的な就労支援の後押しの推進を目指します。
(5)母子保健の推進	①妊婦健診や乳幼児健診等による母子保健事業の推進及び子育て期における相談体制の充実【保健福祉課・健康推進 G】	妊婦、乳幼児が定期的に健診・相談を受けられるよう体制を整備し、母子の健やかな成長と健康の保持増進を図ります。また、こども家庭センターと連携し、妊娠期からの切れ目ない子育て支援に加え、より総合的な子育て環境の整備を推進します。

	②経済的支援の充実【保健福祉課・健康推進 G】	妊産婦や子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを支援します。また、子どもを持ちたい夫婦に対し引き続き不妊治療費の一部を助成します。
(6)家庭における食育	①健全な食生活の推進【保健福祉課・健康推進 G】	学童保育所においても低学年からの健康教育を実施し、子どもから妊婦まで各年代を対象に、栄養講話や調理実習などを通じて食育の充実を図ります。これにより生涯にわたり健康で質の高い生活を送るための食育を推進します。

3-5 保育園・学童保育

現状と課題、基本的な考え方

<保育園・学童保育所の充実>

【現状と課題】

町内に教育・保育施設は認定こども園2園と町立保育園2園あり、保育者ニーズに応じて保育サービスの充実に努めています。少子化によって子どもの数が減少しており、将来にわたって安定した保育サービスを提供できる体制整備が必要です。

学童保育所は町内3小学校のすべてに、またコミュニティセンターには児童センターを設置し、放課後児童対策を実施しています。

【基本的な考え方】

- 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう安定した保育サービスを維持するため、認定こども園の存続を前提として、町立保育園の再編や保護者の負担軽減を図ります。
- 放課後児童対策については、義務教育学校の開校を見据え、今後のあり方について検討を進めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)教育・保育施設の充実	①特別保育を含めた保育園の充実【社会福祉課・児童支援 G】	保育時間の延長や一時預かり、障がい児保育などの施策を継続し、安心して子育てができる環境の充実を図ります。
	②保育料軽減など子育て世代への支援【社会福祉課・児童支援 G】	第2子以降の保育料無償化及び認定こども園等の通園児への給食費補助を継続し、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

	③ 0 歳児保育・休日保育の推進【社会福祉課・児童支援 G】	共働き世帯の増加や多様な働き方に対応するため、引き続き町内の認定こども園において 0 歳児保育を実施するとともに、ファミリーサポートセンター事業として「休日保育」の実施について検討し、より隙間のない子育て環境を推進します。私立認定こども園の安定的な存続・運営の確保を前提とした、町立保育園の再編を検討します。
	④町立保育園の再編【社会福祉課・児童支援 G】	少子化の進行に伴い、町立保育園の利用児童数が減少している現況を踏まえ、将来にわたって安定した質の高い保育サービスを維持するため、すでに地域で質の高い幼児教育・保育を提供し、本町の子育て環境を支えている私立認定こども園の安定的な存続・運営の確保を前提とした、町立保育園の再編を検討します。
(2)学童保育所等の充実	①学童保育所の充実【社会福祉課・児童支援 G】	留守家庭等となる児童の健全育成を図るとともに、義務教育学校の開校にあわせ、6 年生までの受け入れ態勢を整備します。また、障がいの有無に関わらず子どもたちが共に過ごすというインクルージョンの観点から、学童保育所と放課後等デイサービスの合同イベントの実施などにより、交流の推進について検討します。
	②児童センターの充実【社会福祉課・児童支援 G】	児童が安心して自由に過ごすことができる居場所として遊びの場を提供するとともに、健やかに成長できるよう、児童センター機能の充実を図ります。また、義務教育学校の開設に向け、施設の在り方について検討します。

3—6 保健予防対策

現状と課題、基本的な考え方

<保健予防対策の推進>

【現状と課題】

高齢化が急速に進み、平均寿命と健康寿命（健康に過ごせる期間）を僅差とするためには、各種保健事業の予防対策等の取組が重要です。

本町では、町民一人ひとりが心豊かに健康で長生きを楽しむために「美幌町健康増進計画」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題毎の目標を定めて個人や家族、地域、職場、行政など様々な機関等が連携協力を図りながら環境整備や健康づくりに取り組んでいます。また、健康づくりを効果的、継続的に推進するために、生活習慣病、栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔を重点課題とし、取り組むべき具体的な目標を設定し、健康づくりの推進を図っています。特に生活習慣病対策の一環として健（検）診受診率の向上や生活習慣病の重症化予防が重要な課題となっています。

そして、引き続き高齢期を自分らしく健康に過ごせるよう、成人期から連続した健康づくり対策の仕組みづくりや、医療介護と連携しながらより効果的なフレイル予防対策に取り組んでいくことが必要です。

また、感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ「新型インフルエンザ等対策行動計画」を抜本改定していますが、感染症予防を推進するためには、平時における備えの充実と発症時において迅速に対応する必要があります。

【基本的な考え方】

- 町民が共に支え合い、子どもから高齢者まで心身共に健やかに希望と生きがいを持ち、それぞれが望む「健康」を実現できる持続可能な環境整備を目指します。
- 地域保健活動の推進と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉総合センターを拠点とし、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉の向上を推進します。
- 全ての町民が心豊かに生活できる健康づくりのための食育を推進します。
- 感染症対策は、発生の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があることを念頭に、平時からの体制づくりや備えの充実を進め、発症時には、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策を関係機関相互の連携協力を確保しながら取り組みます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)総合的な保健体制の充実	①健康づくりの推進 や保健医療体制の整備充実【保健福祉課・健康推進 G】	保健医療関係団体の活動を支援し、保健医療体制整備および各組織の連携充実・活動の推進を図ります。また、新規クリニックの開設や継承するための初期費用の一部を助成し、安心して医療を受けられる体制の確保を目指します。
(2)保健予防、保健指導の推進	①生活習慣病予防のための各種健（検）診等の実施と生活改善に向けた保健指導の実施【保健福祉課・健康推進 G】	AI を活用した未受診者対策の通知勧奨、電話・訪問勧奨に加え問診を活用して健診の継続受診を促し、受診率向上と生活習慣改善・重症化予防を継続して町民の健康増進を図ります。成人期から高齢期に移行しても継続して健康の保持増進に努められるよう、各種健（検）診、健康づくり事業の周知、提供をします。
	②総合的で連携を強化した地域保健、学校保健、職域保健の推進【保健福祉課・健康推進 G】	地域と学校、職域の連携により、住民の健康を包括的に支える体制を目指し、関係機関との情報交換、出前講座の周知に努めます。
	③予防接種による感染症予防【保健福祉課・健康推進 G】	感染の恐れがある疾病の知識を普及するとともに、発生、蔓延及び重症化を予防するため、各種予防接種を行い健康増進を図ります。
(3)介護予防の推進	①生活習慣病や認知症を予防する生活の理解と自ら健康づくりに取り組める環境の整備等【保健福祉課・健康推進 G】	シニアクラブや各種教室等でフレイルチェックを実施し、安心生活ガイドを活用しながら健康の維持・増進を支援します。また、健診や出前講座で脳の健康チェックを行い、脳の健康に関心を持つ人を増やし、認知症予防を推進します。

(4)介護予防マネジメント体制の確立	①介護予防ケアプランの作成【保健福祉課・高齢介護 G】	ケアプラン点検の実施やケアプラン作成研修会の開催により地域包括支援センター職員のスキルアップを図ります。また、業務量に応じた適切な職員配置を図ります。
(5)健康づくりの推進	①ヘルスリーダーの養成、育成及び活動の推進【保健福祉課・健康推進 G】	ヘルスリーダーの人材確保に努め、行政とヘルスリーダーが一体となって後進の育成を推進し、町民の学習機会の充実を図ります。
	②地域における健康づくりの推進【保健福祉課・健康推進 G】	『美幌町健康増進計画』に基づくライフステージに応じた健康づくりの推進のため、健康相談、出前講座や健康教室を実施し、総合的な健康づくりを推進します。また、新しい取り組みとして、健康マイレージのデジタル化に向けて検討を進めます。
	③質の高い健康運動指導体制の充実【保健福祉課・健康推進 G】	学識経験者や理学療法士等を講師として、運動指導員を対象とした研修を実施し、資質向上に向けた取り組みを進めます。
	④保健福祉総合センターの施設整備及び充実【保健福祉課・健康推進 G】	町民の健康づくりや福祉の活動拠点として、また、災害時における避難場所として機能するための整備充実を図ります。また、施設の老朽化に伴い計画的な改修・修繕を実施します。

3-7 地域医療

現状と課題、基本的な考え方

<保健予防対策の推進>

【現状と課題】

現在の町立国保病院は、平成 12 年に改築し医師 8 名、6 診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・眼科）体制によりスタートし、経営改善により患者数が増加したものの、医師の退職や非常勤化、科の休診などにより患者数が減少しました。その後、医師招へいの取組により新たな診療科の開設等を行い、平成 27 年 6 月からは、10 科の外来診療体制（外科、整形外科、循環器内科、内科、総合診療科、腎臓内科、小児科、泌尿器科、眼科、脳神経外科）で常勤医師 10 名及び非常勤医師 2 名体制がスタートしました。その後、常勤医師が最大 12 名、12 科体制となりましたが、令和 7 年 12 月現在では、医師の退職等に伴う診療科の見直しにより、常勤医師 6 名・非常勤医師 8 名、8 科（内科、循環器内科、呼吸器内科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、小児科）体制で診療を継続しています。

地域医療が抱える基本的な課題は人手不足です。特に医師は病院運営の根幹であり、医師の定着に向けて働きやすい環境整備に努めていかなければなりません。

また、病院改築時の施設・設備や高度医療機器が更新時期を迎えており、平成 22 年度から年次的な更新事業に着手しています。今後は施設・設備の延命化や比較的耐用年数の短い医療機器の更新等必要に迫られた投資が多数重なることから、借入金や減価償却費、町からの繰入金の増加が懸念されます。

一方、地域の高齢化により、保健・医療・介護・福祉のネットワークの重要性が高まっており、町内で唯一の一般病床を有する中核病院が果たすべき役割として、病診・病病連携、予防医療、在宅医療など地域包括ケアの取り組みが求められていることから、平成 25 年 4 月に地域医療連携室を開設し、より良い医療環境の構築に向け、取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症は 5 類へ移行され平時の対応となっていますが、今後においても公立病院として発熱外来の設置や、ワクチン接種等で中核的な役割を果たすため、引き続き新興感染症の発生時の感染拡大に備えた取り組みが必要です。

【基本的な考え方】

- 住民が抱える様々な健康上の不安や悩みを受け止めて適切に対応するとともに、安心して暮らすことができるよう、医療従事者と地域全体が協力していくことが必要であります。

- 救急医療、広域医療に関する体制の維持・向上に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉との連携を深めながら在宅医療や予防医療など地域包括ケアを推進し、より良い地域医療環境の構築に努めます。
- 医療従事者不足は地域全体の課題となっているため、特に医師確保に向けてはインターネットによる全国規模の募集継続、北海道の医師確保・定住促進事業との連携、道内外の大学病院との連携強化を図ります。
- 薬剤師・看護師等の業務の負担軽減を目的としたタスクシフト・タスクシェア（業務の一部移管・共同実施）を他職種と連携して推進するとともに、働きやすい職場環境づくりを進めながら人材確保に努めます。
- D P C診療の標準化、加算等による診療報酬の向上に努めます。
- 施設の計画的な改修・修繕実施とともに、高額な医療機器は年次計画を立てた中で更新に努めます。

指標

指標名	計画策定時	前期	中期	後期

施策

施策の区分		施策の内容
(1)町立病院事業の充実	①施設・医療機器の更新【国保病院・総務 G】	施設の長寿命化を図るため、施設や設備の計画的な改修・修繕を実施するとともに、医療機器は年次計画を立て更新していきます。
	②固定医師の確保【国保病院・総務 G】	固定医師の確保に向けて、情報収集を継続するとともに、北海道や関連事業所との連携強化を図ります。
	③医療従事者等の確保対策の推進【国保病院・総務 G】	ハローワーク・地元紙・広報誌・人材紹介会社などの媒体を活用した中で、有能な職員確保に努めます。
	④新たな診療科設置の検討【国保病院・総務 G】	来院する患者の傾向を分析し、不足する診療科の充実を検討するほか、医師を招へいし、新たな診療科の設置を継続検討します。

	⑤病床機能の見直し検討【国保病院・医事 G、経営管理 G】	軽度な急性期から回復期までの患者や在宅療養の患者を受け入れる体制を整備するため、引き続き一定数の地域包括ケア病床の確保に努めます。
	⑥DPC 診療の標準化【国保病院・総務 G】	DPC 診療の標準化、加算等による診療報酬の向上のほか、患者のニーズ対応やリハビリテーションの充実などによる患者数の増加を図り、収支改善対策に努めます。
	⑦新興感染症感染防止対策の推進【国保病院・総務 G】	院内感染対策の徹底や感染症対応の人材確保・育成、クラスター発生時の対応方針などの研究を重ね、平時から、新興感染症の対策に努めます。
(2)地域医療体制の充実	①地域包括ケアの推進【国保病院・総務 G】	介護事業者などの関連事業者が連携して包括的なサービスを提供できるよう、ICT を活用した情報共有のネットワーク形成に努めます。
	②広域医療体制の充実【国保病院・総務 G】	北見市や網走市の基幹病院との連携強化により、広域医療体制の充実に努めます。
	③町内医療機関や介護・福祉施設との連携【国保病院・地域医療連携 G】	将来にわたって住み慣れた地域で適切な医療サービスが受けられる地域包括ケアシステムを推進するため、介護・福祉事業所との連携や在宅医療の充実、身近な「かかりつけ医」の普及や定着などに取り組みます。
(3)救急医療体制の充実	①国保病院における救急医療体制の充実【国保病院・総務 G】	圏域内の三次医療機関や近隣の医療機関との連携強化により、一次・二次救急医療体制の維持に務め、救急医療体制の維持・確保に努めます。また、大規模災害発生時においても病院機能を可能な限り維持するため、事業継続計画（BCP）をもとに地域社会の早期復興に寄与します。